様式第１号

審　査　基　準　整　理　票

処分名	国民健康保険療養費の支給		
根拠法令名	国民健康保険法		第５４条第１項、第２項
基準法令名	国民健康保険法		第５４条第１項、第２項
所管部署	健康福祉部　保険年金課　資格給付係		
標準処理期間	９０日	法定処理期間	日

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　□全部記載　　■一部・項目のみ記載

国民健康保険療養費の支給に係る審査基準は、基準法令名の欄に掲げる法令のとおりとする。なお、当該法令等が記載された図書は担当課において備え置く。

＜参考＞

【根拠法令】

国民健康保険法

（療養費）

第五十四条　市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

２　市町村及び組合は、被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者について第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている間は、この限りでない。

３　略

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。